

# 幕張海浜公園年間管理・運営事業者募集

## 募集要項

2019年1月

千葉市都市局公園緑地部

## 目次

第1 公園の概要及び事業者募集の目的	4
1 幕張海浜公園の概要	4
2 事業者募集の目的	4
第2 業務の概要	6
1 業務名称及び業務区域	6
2 本業務の期間	6
3 本業務の範囲及び管理運営基準	6
4 本業務のスキーム	7
5 市の維持管理費負担	9
6 協定及び契約の変更	10
第3 事業提案にあたっての条件	11
1 事業提案にあたっての基本的な考え方	11
2 アイデア提案の考え方	11
3 事業者の収入及び支出の考え方	11
4 審査項目及び審査の視点	12
5 委託の禁止等	12
6 事業計画書等の変更	12
7 業務の中止	12
8 関係法令等	12
第4 参加資格要件	13
1 参加資格要件	13
第5 応募の手続き	13
1 公募・選定スケジュール	13
2 募集要項の公表	14
3 質問の受付及び回答	14
4 応募の受付	14
5 応募の失格事項	16
6 応募上の注意事項	16
第6 選定の手続き	18
1 選定方法	18
2 事業計画書等の評価	18
3 プレゼンテーション	18
4 候補者の決定及び選定結果の通知	18
第7 協定等に関する事項	18
1 提案内容の修正	18
2 協定及び契約の締結等	19

3 次点候補者の地位.....	19
<b>第8 照会窓口（業務担当課）.....</b>	<b>19</b>

[添付資料]

資料1 管理運営基準

資料2 事業計画書記載項目及び審査基準

資料3 様式集

様式1-1 参加申込書（単独申込用）

様式1-2 参加申込書（グループ申込用）

様式3 団体概要

様式4-1 収支計画書

様式4-2 人員配置計画書

様式4-3 類似施設の運営実績

様式5 グループ（共同体）応募届

様式6 グループ（共同体）構成団体業務分担表

様式7 グループ（共同体）協定書

様式8 質問書（質問がある場合）

様式9 参加辞退届（応募書類提出後辞退する場合）

## 第1 公園の概要及び事業者募集の目的

### 1 幕張海浜公園の概要

幕張新都心の中心に位置する千葉県立幕張海浜公園は、貴重な緑の創出や国際交流などが期待される「緑と海と街が魅力的に融合するシティパーク」がテーマの広域公園です。広大な敷地を有することから、災害等発生時の「広域避難場所」に指定されており、地域防災拠点としての役割も担っています。

園内は、A～Gの7ブロックから構成され、主要施設に、大芝生広場や花時計、わんぱく広場、日本庭園「見浜園」、ZOZO マリンスタジアムなどがあります。

また、海辺に面した公園であることから、千葉市の海辺のランドデザインの推進や海辺を活かした都市アイデンティティの推進を図る上で、非常に重要な立地にあります。

供用開始	1987年4月（Aブロックのみ。以降、順次供用）
供用面積	68.4ha（うちA～Cブロック19.4ha）
公園種別	広域公園
公園管理者	千葉県
開園時間	常時開放（日本庭園を除く）
入園料	無料（日本庭園を除く）

### 2 事業者募集の目的

千葉県と千葉市の間では、これまで幕張海浜公園を幕張新都心のまちづくり推進に活用することについて協議を進めてきており、陸側のA～Cブロックについては、2019年4月より千葉市が管理を担うことで調整しています（手法は都市公園法第5条の管理許可を想定）。

本市が管理を担う目的は、年間を通して高い水準の維持管理を行い、来園者サービスの向上やさらなる集客を図ることで、公園の価値を高め、公園という資産を幕張新都心のまちづくりに最大限活用していくことです。

そこで、公園の優れた管理技術や豊かな運営経験を有し、本市と管理目的を共有できる管理・運営事業者を、公募型プロポーザル方式により募集することとしました。

### ブロック毎のコンセプトと特徴

#### (1) Aブロック

噴水や芝生広場のある、静かな落ち着いた雰囲気のあるブロックです。東側の若葉住宅地区では、居住人口約1万人のまちづくりが計画されています。

#### (2) Bブロック

広大な「大芝生広場」を有するブロックで、シンボルの「花時計」や遊具のある「わんぱく広場」などがあります。JR 海浜幕張駅と幕張ベイタウンの主要動線上に位置しています。

#### (3) Cブロック

日本庭園「見浜園」と茶室「松籟亭」が主体の、日本文化や静けさがコンセプトのブロックです。新都心のビル群を背景にした庭園風景は、本公園ならではの魅力となっています。東側にはパークセンター（管理事務所）があります。

【参考】※以下は今回の募集区域外

(4) DEブロック

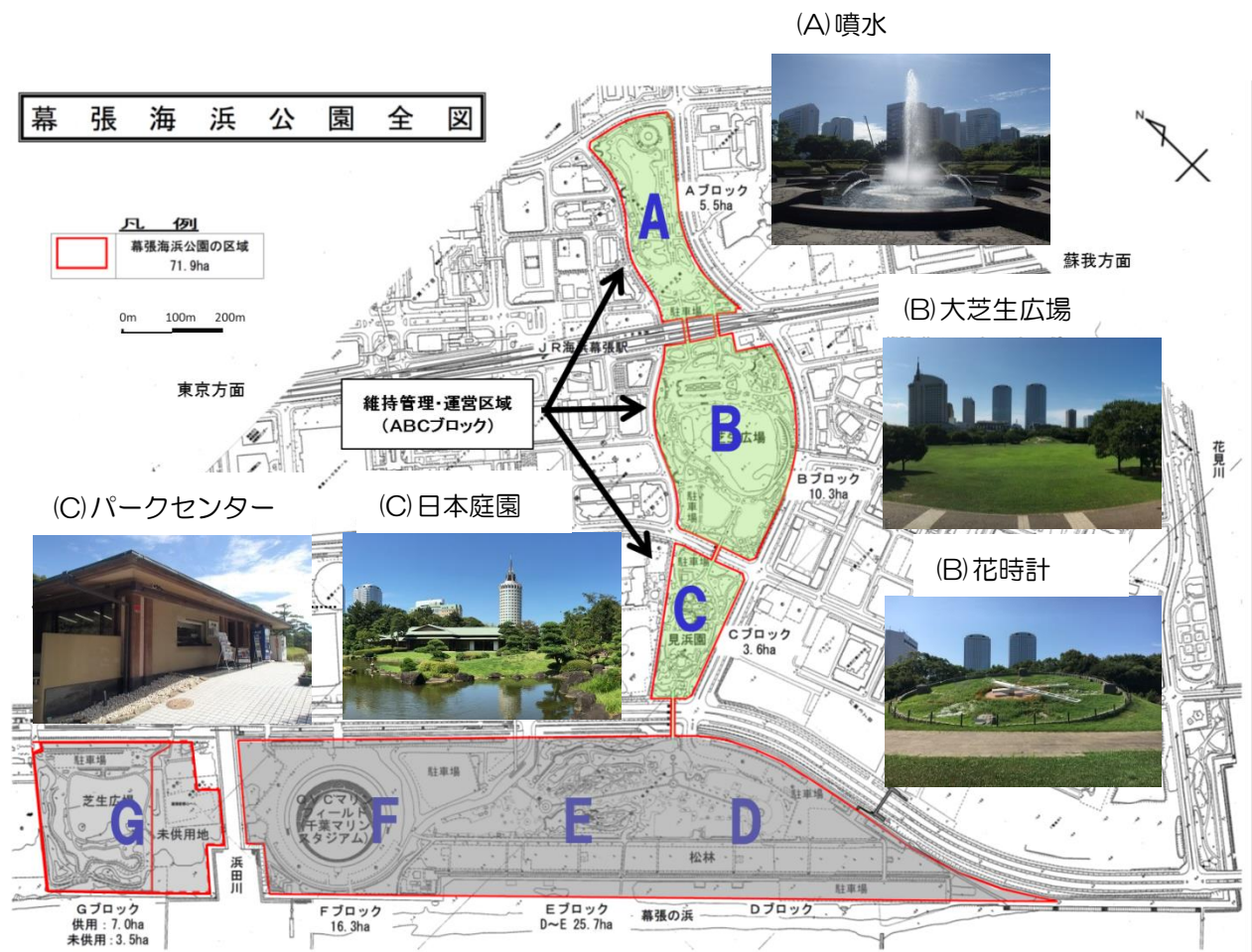
アウトドアスポーツ・レクリエーションの拠点。サッカー日本代表の練習拠点となる「JFA夢フィールド」が2020年3月に完成予定です。

(5) Fブロック

プロ野球の千葉ロッテマリーンズの本拠地「ZOZO マリンスタジアム」があり、プロスポーツ観戦や音楽イベントなど、幅広く利用されています。

(6) Gブロック

サイクルレジャーが楽しめるマウンテンバイクコースや芝生広場があります。



## 第2 業務の概要

幕張海浜公園のABCブロック（約19.4ha）を対象に、年間を通して必要となる園内維持管理や施設の運営業務を行います。業務に必要な財源は、駐車場等の有料施設及び行為に伴う使用料収入、市からの委託料、自主事業による収入で賄います。

### 1 業務名称及び業務区域

業務名：幕張海浜公園年間管理・運営業務（以下、「本業務という」。）

業務区域：幕張海浜公園ABCブロック（千葉市美浜区ひび野2-116外）

### 2 本業務の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで（1年間）

### 3 本業務の範囲及び管理運営基準

本業務の範囲は以下のとおりとします。

#### (1) 公園の良好な維持管理に関する業務

- ①公園施設に係る維持・管理・保守・点検・修繕に関する業務
- ②公園内の清掃業務
- ③園内の定期的巡回及び夜間警備
- ④千葉県立都市公園条例第6条に定める禁止行為に関する対応
- ⑤公園利用者や周辺住民等の要望や苦情への対応
- ⑥市への業務報告（月報（管理日報を含む）、年度事業報告書の提出）

※⑥の月報に記載された業務の履行状況については、翌月に市の確認を得ることとします。

#### (2) 公園施設等の運営に関する業務

- ①日本庭園、茶室などの施設運営
- ②公園及び公園施設の利用促進を目的としたホームページ、パンフレット等による広報活動
- ③管理運営基準に定める行為の申請承認や使用料徴収
- ④管理運営基準に定める有料施設の利用承認や使用料徴収
- ⑤利用者の満足度・ニーズ調査及び利用者数調査の実施
- ⑥市民やボランティアとの共同事業の推進

※ 各施設の概要・運営及び共用時間・休業日については、管理運営基準及び参考資料1に示すとおりです。

※ ③行為の承認手続きに係る詳細については、今後決定します。

※ ③④で徴収した使用料については、事業者の収益となります。

(3) その他都市公園の設置の目的を達成するため必要な業務

- ①事故及び緊急時の対応及び市への報告
- ②風水害・地震時等の配備体制の確立と被害状況報告及び応急措置
- ③その他事業者の自主事業及び管理上必要と認める業務
- ④事業者が管理する施設以外（周辺を含む）の管理者との連携
- ⑤次年度以降の管理・運営者に対する引継

【留意事項】

- ・本業務の基準となる実施数量及び実施内容は、資料1「管理運営基準」のとおりとします。  
（これらの内容を満たしていることが事業提案の前提となります）
- ・事業提案において、基本業務量の作業回数の追加や、運営期間の変更等は可能とします。

#### 4 本業務のスキーム



本募集により候補者として選定された事業者（以下、「事業者」という。／第3 事業提案にあたっての条件の項目まで）は、市と協議を実施し、本業務に関する協定等を締結します。

※ 選定から協議までの流れについては、「第6 選定の手続き」「第7 協定等に関する事項」を参照

(1) 市の役割

- ・市は公園管理者である千葉県から都市公園法第5条第1項の許可（以下、「管理許可」という。）を受けます。市と事業者は役割分担のもと、幕張海浜公園ABCブロックの維持管理・運営を実施します。
- ・市は幕張海浜公園ABCブロックの維持管理・運営を総括します。
- ・維持管理にかかる費用の一部（植物管理費の一部）については、市が負担します。

※事業者が新たに公園施設を設置・運営する場合も、市が千葉県へ都市公園法第5条第1項の許可を申請します。

(2) 事業者の役割

- ・管理許可の対象業務のうち、「第2 業務の概要／3 本業務の範囲及び管理運営基準」に定める内容については、事業者の役割となります。
- ・本業務における市と事業者の役割分担及びリスク分担は、表一1及び表一2に定めるとおりです。



- ・事業者は、管理許可に伴う使用料を負担する必要はありません。
- ・ただし、便益等の向上を目的に、事業者が新たに自動販売機等の公園施設を設置する場合（土地の形質変更を伴わない場合に限る）、月額145円/m<sup>2</sup>の使用料を負担する必要があります。

表－1 役割分担表

項 目	事業者	千葉市
維持管理（植物管理、施設管理、清掃、補修修繕、安全管理、光熱水費支出等）	○	△ (一部費用負担)
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、使用料徴収、県民協働、利用促進活動等）	○	
管理事務所、倉庫内等の物品管理	○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○	△
災害復旧（本格復旧）		○
法的管理（占使用許可等）		○
整備、改修		○
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）		○

表－2 リスク分担

種類	リスクの内容	事業者	千葉市
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応 上記以外	○	○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	事業者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の当該事情による増加経費負担		○
	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合に不足する収支の差額負担		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		○

書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等事業者が提案した内容の誤りによるもの	○	
資金調達	経費の支払い遅延（市→事業者）によって生じた事由		○
	経費の支払い遅延（事業者→業者）によって生じた事由	○	
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもの）	○	
	〃（上記以外）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）	○	
	〃（上記以外）		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生	○	
事業終了時の費用	業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

## 5 市の維持管理費負担

- (1) 資料1「管理運営基準」に定める植物管理の維持管理費については、56,624,000円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税額」という。）を含んだ額。）を上限に、市の負担（業務委託）として提案することが可能です。なお、上限額を超える提案書は、失格とします。
- (2) 資料1「管理運営基準」に定めのない植物管理業務、及び基準の面積・回数を超える植物管理業務については、自主事業として扱います（市の負担（業務委託）として提案することはできません）。
- (3) (1)の維持管理費については、市と事業者で委託契約を締結します。
- (4) 委託料については、四半期ごとに検査を実施し、支払うものとします。

## 6 協定及び契約の変更

本市では今後、本業務とは別に、幕張海浜公園の活性化を目的とした公園活用事業を公募予定です。当該事業の施設整備が本業務の期間中に開始される場合、本業務の内容に変更（管理区域及び管理作業の減など）が生じる場合があります。

### 第3 事業提案にあたっての条件

#### 1 事業提案にあたっての基本的な考え方

- (1) 事業提案にあたっては、幕張海浜公園の特性を十分に理解し、賑わいの創出や質の高い管理による既存の緑の価値向上など、幕張海浜公園にふさわしい管理・運営の内容としてください。
- (2) 本業務は、維持管理及び運営業務を基本とし、資料1「管理運営基準」に示された内容は、最低限必要な業務として、履行が必須となります。
- (3) 今回の事業提案は、必要な維持管理・運営業務の水準を確実に確保し、さらに優れた手法や創意・工夫による管理水準の向上及び公園の利用促進となる事業提案について求めるものです。
- (4) (3)の提案内容は、本業務に含むものとして実施することを前提とします。
- (5) 公園の維持管理・運営に係る費用（光熱水費等含む）は事業者の負担とします。
- (6) 管理運営基準に定める承認を要する行為に伴う使用料及び、承認を要する有料施設（駐車場・日本庭園・茶室）の使用料は事業者の収益とすることができます。ただし、使用料は管理運営基準に定める額以内とします。
- (7) (6)の使用料の免除・減免等については、管理運営基準に定めるとおり実施するものとします。
- (8) 今後、消費税及び地方消費税にかかる税率（以下、消費税率とする）の引上げが見込まれますが、茶室及び行為に係る使用料については、消費税率の引上げに伴い、金額の見直し（8%から10%）を行います。
- (9) 公園施設を活用し、公園の利用促進に寄与する事業を自主事業として提案することができます。
- (10) 土地の形質変更を伴う施設設置は提案できません。

#### 2 アイデア提案の考え方

- (1) 実施の希望はあるものの、事業計画書に記載が困難な提案（アイデア段階、実現可能性の判断が募集の受付（2月18日（月））までにできないもの）については、アイデアとして提案することが可能です。
- (2) 提案されたアイデアは、審査の対象とはなりません。
- (3) 協定締結後、市との協議により実施可能と判断されたアイデアについては、自主事業として、事業計画書に含める（追加変更）することが可能です。

#### 3 事業者の収入及び支出の考え方

事業者の収入	事業者の支出
・施設使用料（駐車場・日本庭園・茶室）	・以下を除く維持管理・運営に関わる費用の全て
・管理運営基準に定める行為に関わる使用料	①県への管理許可使用料

・自主事業による収益	②1件あたり30万円以上の修繕費
・市からの委託料（植物管理に関するもの）	

#### 4 審査項目及び審査の視点

事業計画書に記載する内容及び審査の視点は、資料2「事業計画書記載項目及び審査基準」によります。

#### 5 委託の禁止等

事業者は、本業務にかかる業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。事業者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって承諾を得なければなりません。

また、市の許可を得て、業務の一部を第三者に委託する場合、事業者の責任において、当該委託先に協定書・契約書及び事業計画にかかる各規定を遵守させてください。

#### 6 事業計画書等の変更

事業計画書の内容を変更する必要がある場合は、事業者は10日前までに市と協議を行った上で、市の承諾を得て業務の内容を変更することができます。

#### 7 業務の中止

事業計画書や市と締結した協定書及び契約書の内容に反するなど、本業務の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、協定及び契約の取り消しを行うことがあります。この場合、業務の中止に伴う事業者の損害等に対しては、市は一切の賠償及び補償を行いません。

#### 8 関係法令等

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 千葉県立都市公園条例（昭和35年千葉県条例第14号）
- (2) 千葉県立都市公園条例施行規則（昭和35年千葉県規則第14号）
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (4) 都市公園法施行令（昭和31年法令第290号）
- (5) 都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (6) 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）
- (7) 千葉市環境保全条例（平成7年千葉市条例第43号）
- (8) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）
- (9) その他関連する法令等がある場合は、それらを遵守することとします。

## 第4 参加資格要件

### 1 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 千葉県内に事業所又は事務所を有する法人又はその他の団体であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ④ 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑤ 千葉県及び千葉市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 都市計画法に違反していないこと。
- ⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- ⑧ その他関係法令を遵守していること。

### (2) グループ応募

本公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下グループ）という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ①グループにより申請する場合は、グループ名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。
- ②グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式5）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式6）、グループ（共同体）協定書（様式7）を提出してください。
- ③グループ構成員は、他のグループ構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

## 第5 応募の手続き

### 1 公募・選定スケジュール

募集要項の公表	2019年1月18日（金）
質問書の受付	2019年1月18日（金）～2019年2月8日（金）
質問書の回答	2019年2月15日（金）※随時回答
応募書類の受付	2019年1月18日（金）～2019年2月18日（月）
プレゼンテーション・ヒアリング	2019年2月26日（火）
候補者の決定	2019年2月下旬
協定内容・委託金額の確定	2019年3月下旬
協定の締結	～2019年4月1日（月）
委託契約締結	2019年4月1日（月）

## 2 募集要項の公表

- (1) 配布期間 2019年1月18日（金）から2019年2月18日（月）まで
- (2) 配布方法 千葉市都市局公園緑地部緑政課ホームページからダウンロードしてください。  
ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/>

## 3 質問の受付及び回答

- (1) 質問の提出方法
  - ・ 質問書（様式8）により作成し、緑政課まで電子メールにより提出してください。  
メールアドレス [ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp](mailto:ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp)
  - ・ また、着信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話連絡をお願いします。なお、電話及び口頭による質問は、受け付けませんのでご了承ください。
- (2) 質問受付期間
  - ・ 2019年1月18日（金）～2019年2月8日（金）午後5時到着分まで
- (3) 回答方法
  - ・ 2019年2月15日（金）午後5時までに市ホームページ（緑政課）に回答を掲載します。  
なお、回答は随時更新します。

## 4 応募の受付

応募の受け付けは下記のとおり行います。

- (1) 受付期間 2019年1月18日（金）～2019年2月18日（月）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先 千葉市都市局公園緑地部緑政課 千葉中央区千葉港2番1号  
千葉中央コミュニティセンター 9F
- (4) 提出方法 郵送又はご持参ください。  
(最終日は午後5時必着とします。FAX、電子メールでの応募はできません。)
- (5) 必要書類及び提出部数
  - ・ 応募に必要な提出書類の様式（資料3）や部数等は、以下に示す「A 応募申込書類」、「B 事業計画書」を参照してください。
  - ・ 提出書類の使用する言語は日本語及び日本国通貨とし、使用する単位はメートル法に定めるところによるものとします。

## A 応募申込書類

### (1) 基本事項

提出部数 : 8部

様式 : 各書類の様式は次の(2)－①に示すとおり

### (2) 提出書類

#### ① 応募申込書類

- ・参加申込書 (様式1-1、又は1-2)
- ・法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がない旨の各納税証明書(直近1年間)
- ・申込の日の属する年度の前年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他、団体の財務状況を明らかにする書類
- ・労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない応募者は除く)
- ・団体概要 (様式2)
- ・誓約書 (様式3)
- ・類似施設の運営実績 (様式4-3)
- ・グループ応募届 (様式5)
- ・グループ構成団体業務分担表 (様式6)
- ・グループ協定書 (様式7)

#### ② 提出方法

- ・A4版の用紙を使用してください。
  - ・表紙(任意様式)に、「応募登録書類」、「業務名」を明示してください。
  - ・様式1-1又は様式1-2、様式3、様式7は、1部だけ押印したものを用意し、綴じた書類がわかるようにしてください。
- ほかの7部については、押印の必要はありません。

### (3) 添付書類

類似施設の運営実績について、実績を称する契約書並びに業務内容が分かる書類(指定管理者の場合は、該当する期間の業務内容及び指定管理委託料が分かる書類)の写し。

※類似施設の運営実績とは、年間を通じた10ha以上の公園緑地の全体管理業務を指します。

## B 事業計画書類

### (1) 基本事項

提出部数 : 8部

様式 : 各書類の様式は次の(2)－①に示すとおり

### (2) 提出書類

#### ① 事業計画書

- ・事業計画書 (任意様式) ※記載項目は資料2の①～⑱
- ・収支計画書 (様式4-1)
- ・人員配置計画書 (様式4-2)

- ・ アイデア提案書 (任意様式) ※審査対象外

## ② 提出方法

- ・ 事業計画書は様式自由です。
- ・ サイズはA4としてください。
- ・ 表紙に「事業計画書」、「業務名」を明示してください。
- ・ 事業計画書は、資料2「事業計画書記載項目及び審査基準」の項目ごとに、審査の視点を踏まえて漏れのないように記載してください。また、資料1「管理運営基準」の記載事項を満たしていることが確認できるよう記載してください。
- ・ 収支計画書で、植物管理費の一部を委託料（市の負担）として計上する場合は、委託業務内容に関する内訳書及び年間作業計画を示した工程表（共に様式自由）を添付してください。
- ・ アイデア提案書には、事業計画書への記載が困難（アイデア段階等）な提案等がある場合に記載・提出してください。

## ③ 注意事項

- ・ 委託の見積金額は、上限額（56,624千円（消費税額を含んだ額））を超えない範囲としてください。上限額を超えた場合は失格となります。
- ・ 委託の内訳書には、消費税額抜き金額と消費税額を含む金額、作業ごとの内訳を必ず記載してください。なお、2019年9月30日以前は消費税8%、10月1日以降は10%として計上してください。
- ・ アイデア提案書の内容は評価の対象とはなりません。ただし、協定締結後、市との協議により、実施可能と判断された場合には、事業計画書に含める（事業計画書の変更）こととします。

## 5 応募の失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- (5) 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (7) 市の負担として提案した植物管理費が上限額を超えた場合
- (8) その他不正行為があった場合

## 6 応募上の注意事項

### (1) 接触の禁止

- ・ 選定委員会の委員、本件業務に従事する千葉市職員及び本件関係者に接触し、応募及び選定についての情報を不正に入手するなどの事実が認められた場合、失格とすることがあります。



(2) 複数提案の禁止

- ・ 応募者が提出できる事業提案書数は、1点のみとします。

(3) 提案内容の変更の禁止

- ・ 応募者が提出した提案内容の変更は認められません。

(4) 応募書類の取扱い

- ・ 応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。市は、実施団体の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 応募の辞退

- ・ 応募書類提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を提出してください。

(6) 応募に係る費用の負担

- ・ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(7) 提出書類の著作権

① 候補者選定までの著作権

- ・ 応募書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。但し、市は候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

② 候補者の選定後の著作権

- ・ 候補者に選定された応募者の応募書類に著作権がある場合の著作権は、候補者が市と契約を締結した時から市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属します。

(8) 特許権

- ・ 応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(9) 情報公開

- ・ 提出された応募書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(10) 資料提供の取扱い

- ① 定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

- ② 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり又は内容を提示することを禁じます。但し、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により合法的に入手できる情報

(11) 追加資料等の公表

- ・ この募集要項に修正が生じたときや、追加資料を公表するときは、緑政課ホームページに掲載しますので、随時確認してください。

## 第6 選定の手続き

### 1 選定方法

- (1) 候補者の選定は、幕張海浜公園年間管理・運営事業者選定等委員会（以下、「選定委員会」）において行います。
- (2) 応募者は、選定委員会において提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、選定委員会によるヒアリングを受けていただきます。
- (3) 選定委員会委員は採点を行い、選定は「審査項目」に基づき総合的に審査し、本業務を最も適切に実施できると認める者を候補者とし、また、次点候補者も併せて選定します。
- (4) 選定委員会の開催は、2019年2月26日（火）を予定しており、具体的な時刻や場所は別途お知らせします。

### 2 事業計画書等の評価

提出書類及び事業計画書の評価は資料2「事業計画書記載項目及び審査基準」によります。

### 3 プレゼンテーション

応募者がプレゼンテーションを行うとき、パワーポイントを使用することができます。使用する上での留意事項は次のとおりです。

- (1) 機材について
  - ・ プロジェクター（ウィンドウズ対応）及びスクリーンは準備しますので、応募者所有のパソコンをご準備ください。
- (2) バックアップデータの準備
  - ・ プレゼンテーション時の不具合に備え、市はパワーポイント（バージョンは2007版）がインストールされたパソコンを準備しますので、パワーポイントで作成したCD-R等も併せてご用意ください。

### 4 候補者の決定及び選定結果の通知

候補者の決定は、2019年2月下旬を予定しています。選定結果は全ての応募者に書面にて通知します。選定結果については、緑政課ホームページで公表します。

なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ並びに異議等については、一切応じません。

## 第7 協定等に関する事項

### 1 提案内容の修正

応募時に提出された提案内容について、その内容のとおり実施可能か否かは本市や関係者（公園管理者である千葉県や周辺住民等）との協議による部分がありますので、実現を保証・確約するものではありません。

市が必要と判断した場合には修正等をしていただくことがあります。

## 2 協定及び契約の締結等

- (1) 候補者は、市からの選定通知後、速やかに業務内容、協定内容について市と協議を行います。
- (2) 市と候補者は、2019年4月1日までに、幕張海浜公園管理・運営業務の協定書を締結します。また、公園施設や管理内容について、関係者と立会・引継を行います。
- (3) 候補者は、市に委託の見積書及び積算内訳書を提出します。
- (4) 候補者は、2019年4月1日付けで幕張海浜公園ABCブロックの植物管理に関する業務の委託契約を締結します。
- (5) 委託契約後、受託者において、委託内容に関する作業方法、作業工程等を具体的に示した作業計画書を別途作成します。
- (6) (2)の内容をもとに、本市は都市公園法第5条の管理許可を千葉県へ申請します。
- (7) 千葉県から都市公園法第5条の管理許可を受けられなかった場合、又は本委託に関わる2019年度千葉市予算案が千葉市議会の議決を得られない場合、(2)(3)の手続きを中止します。なお、その場合応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）は一切補償しません。

## 3 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を、候補者との契約締結が行われるまでの間、保持するものとし、候補者と合意に至らなかったとき、又は候補者が辞退したときは、次点候補者が候補者に繰り上がるものとしてします。

## 第8 照会窓口（業務担当課）

千葉市都市局公園緑地部緑政課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

電話番号（直通）：043-245-5774

電子メールアドレス：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

千葉市公園緑地部緑政課ホームページ：<http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/>